

## 第17回矢板市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年10月19日(金)、午後4時00分から午後4時50分

2 開催場所 矢板市役所 本館 第一委員会室

3 出席委員 (15名)

会長	15番	八木澤寛夫		
委員	1番	渡邊好雄	2番	鈴木英子
	3番	福田英一	4番	君島道夫
	5番	石塚英好	6番	阿久津正一
	7番	山口榮一	8番	佐藤喜久男
	9番	平久井順一	10番	大森克則
	11番	渡邊幸史	12番	町野位夫
	13番	齋藤典子	14番	渡邊浩正

4 欠席委員

5 付議事件

- (1) 議事録署名委員の決定について
- (2) 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (3) 農地法第5条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について
- (4) 非農地証明願いに係る処分決定について
- (5) 非農地通知の決定について
- (6) 農用地利用集積計画に係る意見決定について

6 その他

7 農業委員会事務局職員

事務局長	大谷津 敏美智
副主幹	高塩 康幸
主事	湯田 美貴

8 会議の概要

八木澤会長

本日は、ご苦労さまです。

本総会の出席委員は15名で定足数に達しておりますので会議は成立いたします。それでは、ただいまから第17回矢板市農業委員会総会を開催いたします。

議長

(八木澤会長)

これより議事に入ります。付議事件(1) 「議事録署名委員の決定について」を議題といたします。

会議規則第19条第2項の規定により、2名の議事録署名委員の選出方法についてお諮りいたします。

(議長一任の声有り)

議長

ただいま議長一任の声がありましたので、議長より指名いたします。

それでは、4番君島委員、11番渡邊幸史委員を指名しますが、ご異議ありませんか。

(異議なしの声有り)

議長

異議なしと認め、4番君島委員、11番渡邊幸史委員を議事録署名委員とします。

続いて、付議事件(2) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。

議長

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

(議案書により説明)

議長

事務局の説明が終わりました。

議長

次に本日も現地調査を実施しておりますので、現地調査の総括的な報告を、当番班第4班、班長8番 佐藤委員にお願いします。

8番佐藤委員

本日、午前9時30分から、委員3名、事務局3名の計6名で、農地法3条1件、5条6件、非農地証明が2件、非農地通知が8件の計17件の現地調査を実施いたしました。詳細については、各当番委員が報告します。何ら問題ないと見て参りましたので、ご審議の程をよろしく願います。

議長

現地調査の総括的な報告が終わりました。

次に議案第1号の現地調査の詳細な報告を、3番福田委員にお願いします。

3番福田委員

3番福田です。現地案内図の1ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

現在しの等は生えていますが、畑になっていました。  
経営規模拡大の為ということでなんら問題ないと思いますので慎重審議  
をお願いします。

議 長

現地調査の報告が終わりました。  
それでは議案第1号について、質疑意見等を求めます。

1番渡邊委員

1番渡邊です。譲受人は他市町の方ですか。

事務局

本社は他市ですが、経営している場所は1ページの北西にある建物で  
す。元々はさくら市で経営していたのですが、ホンダの移転に伴って  
現在の場所に来ました。今現在の本拠は矢板です。

議 長

他になれば、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

( 異議なしの声有り )

議 長

異議なしと認め原案のとおり決定いたします。

議 長

続いて、付議事件(3) 議案第2号から第7号 農地法第5条  
第1項の規定による許可申請に係る処分決定について議題に供します。  
では、事務局の説明を求めます。

事務局長

( 議案書により説明 )

議 長

事務局の説明が終わりました。

議 長

次に議案第2号の現地調査の詳細な報告を、8番佐藤委員にお願い  
いたします。

8番佐藤委員

8番佐藤です。現地案内図の2ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

現地は土地改良済みの農地です。  
付近の状況は東側が道路、西側が水路、南側が田、北側が道水路という  
ことで矢板スマートインターの整備に係る橋脚の架け替え工事に伴う一  
時転用で一年以内に農地に戻るそうなので何ら問題なく見て参りました。  
よろしくお願ひいたします。

議 長

次に議案第3号の現地調査の詳細な報告を、12番町野委員にお願い  
いたします。

12番町野委員

12番町野です。現地案内図の3ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

何ら問題無いと思いますが慎重審議をお願いいたします。

議 長

次に議案第4号と第5号は関連がありますので一括して現地調査の詳細な報告を、8番佐藤委員をお願いいたします。

8番佐藤委員

8番佐藤です。現地案内図の4ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

過去の震災以来橋脚の補強工事が強く求められているようで、高速道路にかかる橋脚の補強工事です。これも一時転用で一年以内に水田に戻ることなので何ら問題ないと見て参りました。

慎重審議をよろしくお願ひします。

議 長

次に議案第6号の現地調査の詳細な報告を、12番町野委員をお願いいたします。

12番町野委員

12番町野です。現地案内図の5ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

周りは住宅地に囲まれていまして畑等もございませんでした。

一般住宅建築ということで何ら問題ないと見てきました。

慎重審議をお願いします。

議 長

次に議案第7号の現地調査の詳細な報告を、3番福田委員をお願いいたします。

3番福田委員

3番福田です。現地案内図の6ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

東側は本人所有の宅地で南側も宅地になっています。

北側は本人所有の農地ですが将来的に太陽光をやる予定です。

西側も旧国道4号線で農地の広がりがないため、転用はやむを得ないと見て参りました。慎重審議をお願いします。

議 長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第2号から第7号について、質疑意見等を求めます。

5番石塚委員

5番石塚です。

議案2号と4号と5号の一時転用ですが、先程佐藤委員から一年後には元に戻るとありましたが、確認は農業委員会で行うのでしょうか。

事務局

はい。事務局に完了届を提出してもらいます。転用前と転用後の日付付きの写真を添付してもらい現況に復帰したか確認します。

状況次第では事務局で現地確認を行います。

議 長

他にございますか。

なければ原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

( 異議なしの声あり )

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長 続いて、付議事件(4) 議案第8号から第9号 非農地証明願いに係る処分決定について議題に供します。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 ( 議案書により事務局説明 )

議 長 事務局の説明が終わりました。  
次に議案第8号の現地調査の詳細な報告を、8番佐藤委員にお願いします。

8番佐藤委員 8番佐藤です。現地案内図の3ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

申請事由にございますとおり昭和49年以前から宅地として利用し現在に至るということです。

周りに農地はございませんし、住宅地で農地に悪影響はないのでやむを得ないとみて参りました。慎重審議をお願いします。

議 長 次に議案第9号の現地調査の詳細な報告を、8番佐藤委員にお願いします。

8番佐藤委員 8番佐藤です。現地案内図の3ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

昭和47年頃からと議案書には書いてありますが、私の記憶ではもっと前からだと思います。

近隣の後ろ側には水田がございますが、深い水路で土地改良されまして住宅地とは10メートル以上離れておりますし、西側の水田もそのような状況でございます。

左側は3メートルくらい高いところにハウスが建っています。

周りに対する影響は極めて少ないと思いますので皆様の慎重審議をお願いいたします。

議 長 現地調査の報告が終わりました。  
それでは議案第8号から第9号について、質疑意見等を求めます。

( 異議なしの声あり )

議 長 異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

議 長 続いて、付議事件（５） 議案第１０号から第１７号 非農地通知の決定について議題に供します。  
事務局の説明を求めます。

事務局長 ( 議案書により事務局説明 )

議 長 事務局の説明が終わりました。  
次に議案第１０号の現地調査の詳細な報告を、１２番町野委員にお願いします。

１２番町野委員 １２番町野です。現地案内図の９ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

現状は駐車場となっています。都市計画の用途地域内なのでやむを得ないと見て参りました。

慎重審議をお願いいたします。

議長 次に議案第１１号の現地調査の詳細な報告を、１２番町野委員にお願いします。

１２番町野委員 １２番町野です。現地案内図の１０ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

２カ所に分かれておりますが、南側は土蔵が建っております。

もう一方はフェンスで区切られている状況でした。

近接商業地域内ですのでやむを得ないと思いますので慎重審議をお願いいたします。

議長 次に議案第１２号の現地調査の詳細な報告を、１２番町野委員にお願いします。

１２番町野委員 １２番町野です。現地案内図の１０ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

先ほども述べたように近接商業地域内ですのでやむを得ないと思います。

慎重審議をお願いいたします。

議長 次に議案第１３号の現地調査の詳細な報告を、１２番町野委員にお願いします。

１２番町野委員 １２番町野です。現地案内図の１０ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

一部駐車場で第一種住居地域でして３５年以上現状のままということをやむを得ないと思います。慎重審議をお願いいたします。

議長 次に議案第１４号の現地調査の詳細な報告を、１２番町野委員にお願いします。

します。

12番町野委員

12番町野です。現地案内図の10ページをご覧ください。

【申請地の位置を説明】

こちらの一部駐車場一部建物で第一種住居地域ですのでやむを得ないと思います。慎重審議をお願いいたします。

議長

次に議案第15号から第17号は同一所有者であり現況も同じなので、一括して報告を、3番福田委員にお願いします。

3番福田委員

3番福田です。現地案内図の11ページから13ページにまたがります。

【申請地の位置を説明】

3件とも現地を確認してきましたが、30年近く耕作されている形跡はなく、雑木等が生えており、非農地通知も適切かと思えます。慎重審議をお願いいたします。

議長

現地調査の報告が終わりました。

それでは議案第10号から第17号について、質疑意見等を求めます。

( 異議なしの声あり )

議長

異議なしと認め原案のとおり決定いたします。

続いて、付議事件(6)議案第18号から第21号 農用地利用集積計画に係る意見決定について議題に供します。

議長

では、事務局の説明を求めます。

事務局長

( 議案書により事務局説明 )

議長

事務局の説明が終わりました。

それでは、議案第18号から第21号について、質疑・意見等を求めます。

8番佐藤委員

相続の関係ですか。

事務局

経営移譲年金を受給する関係です。

10年貸し付けるのが経営移譲年金の条件になっていますのでその期間になっています。

8番佐藤委員

牛の場合は経営移譲するときに対価になってしまうから贈与になるということですね。水稻育苗ハウスやイチゴの施設は減価償却の枠の中で経営移譲するときは贈与になってしまうのですか。

事務局

その件は確認しておきます。

皆さんにお伝えしておきたいことは、今、経営移譲年金と老齢年金の差があまりありませんのでお勧めをしております。

委員の皆様方も質問等求められた際はご説明をお願いします。

14番渡邊浩正委員

議案の18号から20号の所有者の方々は利用権の設定を受ける方の親戚ですか。経営移譲受給者が借りていた農地なのでしょうか。今後もずっと耕作していくのでしょうか。

事務局

その点は確認しておきます。

3番福田委員

経営移譲年金とはなんですか。

事務局

農業者年金には2パターンあって、65歳になると必ずもらえる老齢年金と、経営移譲した方がもらえる経営移譲年金があります。

議長

他にございますか。

無ければ原案のとおり決定してよろしいか、お諮りいたします。

( 異議なしの声あり )

議長

異議なしと認め原案のとおり決定いたします。

以上で、本日の審議事項を終了することができました。

その他の事項について事務局から説明をお願いします。

事務局

- ・農地の斡旋について
- ・全国農業新聞普及推進活動について
- ・農業委員・農地利用最適化推進委員合同視察研修について

議長

以上で、本日の審議事項を終了することができました。

それでは以上を持ちまして、第17回農業委員会総会を閉会いたします。

皆様お疲れ様でした。

矢板市農業委員会会議規則第19条の規定により署名する。

矢板市農業委員会会長

八木澤寛夫

議事録署名委員

君島道夫

議事録署名委員

渡邊幸史